

警察の組織と 公安委員会制度

第1章 CHAPTER 1



第1節

警察の組織

1 警察の組織

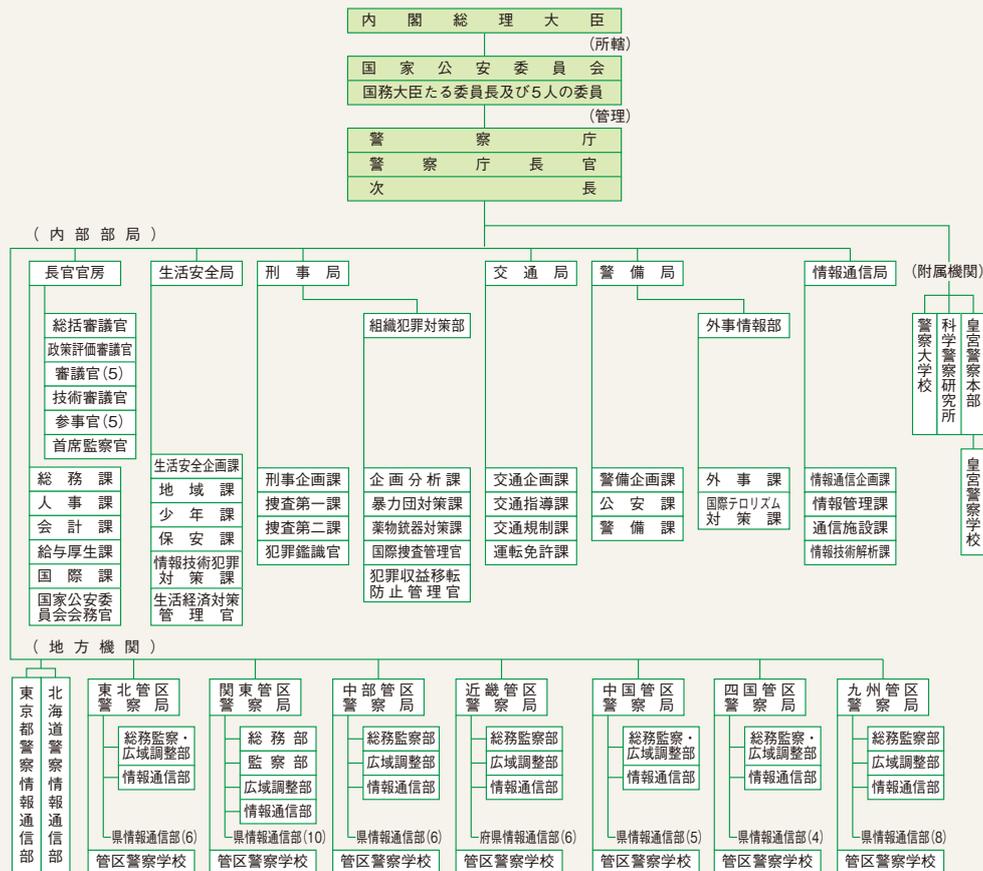
(1) 公安委員会制度

公安委員会制度は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の点で大きな役割を果たしており、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。また、国家公安委員会委員長には国務大臣が充てられ、警察の政治的中立性の確保と治安に対する内閣の行政責任の明確化という2つの要請の調和を図っている。

(2) 国の警察組織

執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

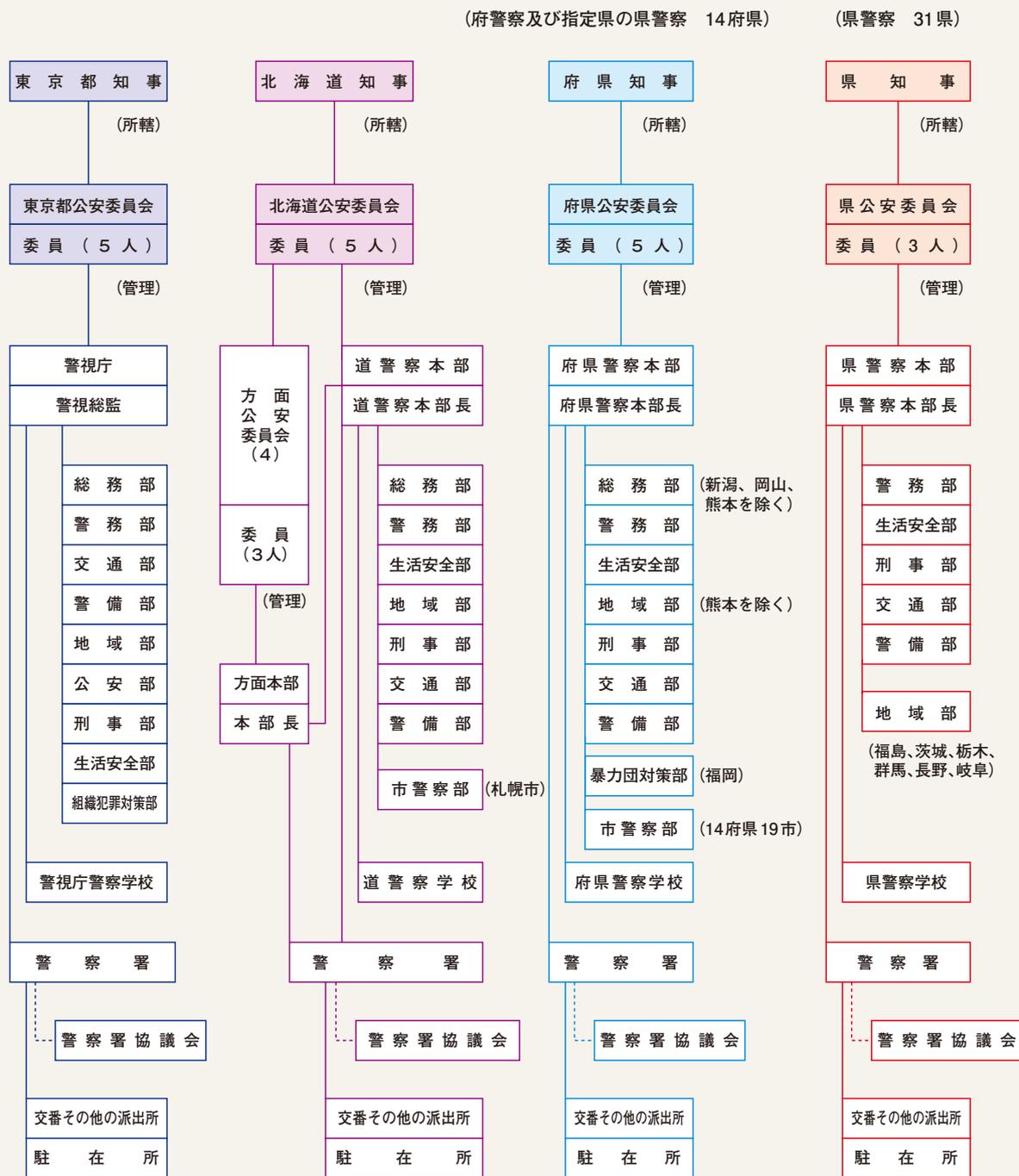
図1-1 国の警察組織（平成25年度）



(3) 都道府県の警察組織

平成25年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,173の警察署が置かれている。

図1-2 都道府県の警察組織



注：地方自治法第252条の19第1項の規定により指定する市を包括する県
 平成25年4月1日現在の指定県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、岡山、広島、福岡及び熊本である。

第2節

公安委員会の活動

1 公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

表1-1 国家公安委員会の構成（平成25年6月1日現在）

委員長	古 屋 圭 司	国 務 大 臣、衆 議 院 議 員
委 員	高 木 剛	労 働 関 係 団 体 役 員
委 員	山 本 剛 嗣	弁 護 士
委 員	前 田 晃 伸	金 融 機 関 名 誉 顧 問
委 員	長 谷 川 眞 理 子	大 学 教 授
委 員	奥 野 知 秀	元 通 信 社 役 員

② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、地方警務官^(注)の任命や懲戒処分、指定暴力団の指定に際しての実質目的要件に該当する旨の確認等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属させられた事務を行うほか、警察職員による各種の不祥事案の防止対策に関し警察庁を指導することなどにより、警察運営に関する大綱方針を示し、警察庁を管理している。

平成24年中には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則等、14の国家公安委員会規則を制定した。

国家公安委員会は、通常、毎週木曜日に定例会議を開催しているが、定例会議以外にも、例えば、24年9月1日には平成25年度警察庁予算概算要求案の審議のために臨時会議を開催している。このほか、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取を行うほか、国家公安委員会委員が各地を訪問し、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



国家公安委員会の定例会議

注：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

事例 1

Case

警察庁は、24年4月から、「警察改革の精神」の徹底等に向けた総合的な施策検討委員会を開催し、24年8月、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」を取りまとめたが、同施策について、国家公安委員会においては、3回にわたり審議を行い、指導を行ったほか、全国公安委員会連絡会議において都道府県公安委員会委員との間で意見交換を行った。

事例 2

Case

25年1月、国家公安委員会委員長は、福岡県を訪れ、北九州市における拳銃使用殺人未遂事件等の現場を視察するとともに、暴力団対策に従事している各都道府県警察からの派遣部隊員を督励したほか、福岡県知事、福岡市長、北九州市長等と意見交換を行った。



派遣部隊員を督励する国家公安委員会委員長 (左側)

事例 3

Case

24年12月、国家公安委員会委員は、長崎県を訪れ、防犯ボランティアの活動拠点を視察するとともに、防犯パトロール活動の実施状況等について意見交換を行った。



防犯ボランティアと意見交換を行う国家公安委員会委員 (中央)

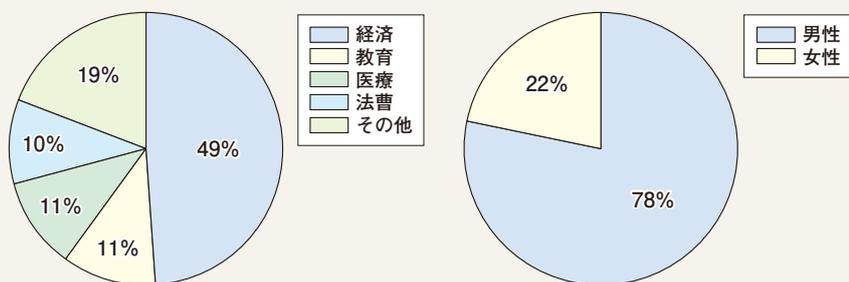
(2) 都道府県公安委員会

① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。

ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命はその道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図1-3 都道府県公安委員会委員の構成(平成24年12月31日現在)



② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の支給裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故及び災害の発生状況と警察の取組、治安情勢とそれを踏まえた警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、おおむね月3回ないし4回の定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



愛媛県公安委員会のウェブサイト

事例 1

Case

平成24年8月、長野県公安委員会委員は、同県警察山岳遭難救助隊基地を訪れ、施設、装備等を視察し、隊員から、救助活動の状況、訓練の実施状況、同県山岳遭難防止対策協会との連携の状況等について説明を受けるとともに、隊員を激励した。

長野県警察山岳遭難救助隊員を激励する
同県公安委員会委員（左側）



事例 2

Case

24年8月、鳥取県公安委員会委員は、「いじめ問題における警察と教育委員会との連携について」をテーマに同県教育委員会委員と意見交換を行い、いじめに対する取組状況及び今後の連携の在り方について意見交換を行った。

鳥取県教育委員会委員と意見交換を行う
同県公安委員会委員（正面）

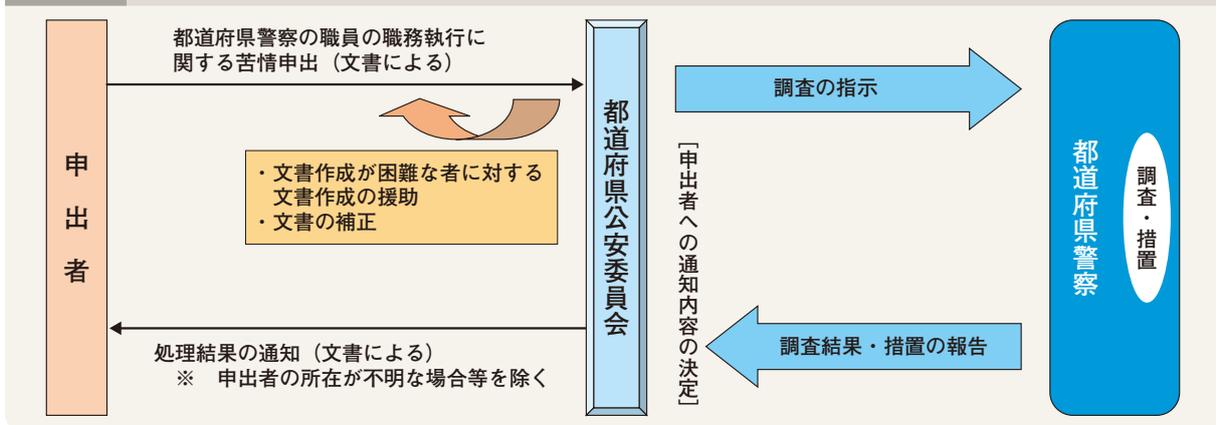


(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。平成24年中は、全国の都道府県公安委員会において1,397件の苦情を受理した。

なお、警察本部長や警察署長に対して申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、処理の結果を申出者に通知するなどの対応を行っている。

図1-4 苦情申出制度の概要



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

（4）公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連絡を保つため、各種の連絡会議を開催している。平成24年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催し、都道府県公安委員会による警察の管理の現状等についての意見交換を行った。



全国公安委員会連絡会議

また、24年中は、各管区及び北海道において、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議が合計14回開催され、国家公安委員会委員も出席し、各都道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換が行われた。

このほか、都道府県公安委員会相互間の意見交換や、都、道、府及び指定県の公安委員会相互の連絡会議等が開催された。

事例 Case

24年中、各都道府県公安委員会委員が福島県を訪れ、被災地域における警察活動の状況を視察するとともに、各都道府県警察からの派遣部隊員や特別出向者を督励した。また、その機会に、福島県公安委員会委員との間で、大規模災害発生時における公安委員会活動の在り方等についての意見交換が行われた。



福島、静岡両県公安委員会委員の意見交換

公安委員の声

安全と安心

前 神奈川県公安委員会委員
こもりよしはる
小森良治

委員就任 平成16年7月26日
委員退任 平成25年7月25日

神奈川県は、平成14年に19万件を超え、ピークに達したが、24年には7万件台まで減少し、交通事故発生件数や死傷者数も毎年減少し続けている。いわゆる指数治安は、確実に改善してきている。

こうした中、神奈川県が同年に実施した県民ニーズ調査によると、「県行政を進めていく上で、県に力を入れて取り組んでほしい分野は何か」という問いに対する回答の1位は「治安対策」であった。この点について、警察学校等で時々紹介し、「このことは、見方を変えれば、警察、何よりも第一線の現場で頑張っている警察官一人一人への県民の期待が大きいことを物語っている。これに応えるべく配属先で一所懸命頑張ってもらいたい」と激励しているところである。

ところで、警察に寄せられる感謝の声の中では、警察官による夜間のパトロールやその際のパトロールカードに関するものが多くを占めている。昼間においても、交番での立番、パトカーによる住宅街の警ら等「制服を見せる」という、地道で基本的な活動が、住民の安全と安心を確保し、警察への期待に応える上で、極めて重要であると思ふ。犯罪者や犯罪を犯そうとする者にとっては、心臓の縮み上がるほど嫌な光景であろう。

流行と不易という言葉がある。時代に応じた新しい手段・手法の活用は大事ではあるが、地道な活動を積み重ねていくことの大切さは変わらないと思う。

ちなみに、先ほどの調査において、「あなたが身近な治安に関して、最も安心感を抱くときは、どのようなときか」という問いに対する回答は、「制服警察官が、パトロールしているとき」が最も多かったと聞いている。



新たな立ち位置で

広島県公安委員会委員長
かいほらしゅんじ
貝原潤司

委員就任 平成18年7月9日
委員長就任 平成24年5月19日

非違事案の頻繁な報道や、ストーカー事件に見られる組織体としての対応の問題に関する報道等で、改めて警察への信頼が問い直されています。そうしたとき、いつも問いただされることは、平成12年に制定し、取り組んでいる「警察改革」の進捗状況です。絶えず原点に立ち戻り振り返ることは大切ですが、ただ改革の要綱を実施していくことが問題の解決につながるとは限りません。この20年間は「失われた20年」と言われ、バブル崩壊後の日本社会は大きく変化しました。政治的に不安定で、経済的にも厳しく、特に経済においてはグローバルな展開に突入し、翻弄された時代でありました。このダイナミックに変化する社会において、新たな視点で対処しなければならない問題が警察組織の内外で起きていたのではないかと思います。

急激に変化する社会において、装備・装置、情報システムの近代化も図っていかねばなりません。私は、今警察に求められているのは警察官一人一人の心の在り方、人間力の向上ではないかと思います。強靱な精神力を持ち、信念に基づいて行動すれば、国民の信頼も得、それが使命感や誇りにつながります。この好循環を維持するためにも、自らが所属する警察組織の歴史や歩みに改めて目を向け、自らの立ち位置を再認識し、その精神を受け継ぎ、時代の流れに沿った行動様式に変革して欲しいものです。

時代の風を感じながら、しっかりとした信念を持ち、全ての事象に忍耐強く、謙虚に、しかも未来志向で日々の業務に当たり、良き伝統は残し、国民から信頼される警察組織として進化して欲しいと思います。

